【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長 殿

【提出日】 2020年9月8日提出

【計算期間】 第16特定期間

(自 2019年12月14日 至 2020年6月15日)

【ファンド名】 ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)

ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)

【発行者名】 大和アセットマネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 松下 浩一

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【事務連絡者氏名】 西脇 保宏

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内一丁目9番1号

【電話番号】 03-5555-3431

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。一般社団法人投資信託協会による商品 分類・属性区分は、次のとおりです。

ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)

	単位型投信・追加型	追加型投信
	投信	
商品分類	投資対象地域	内外
	投資対象資産(収益	不動産投信(リート)
	の源泉)	
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(その他資産))
	決算頻度	年12回(毎月)
属性区分	投資対象地域	グローバル(含む日本)
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ
	為替ヘッジ	為替ヘッジあり(フルヘッジ)

ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)

ノーフル進出フー	に関う 「		
	単位型投信・追加型	追加型投信	
	投信		
商品分類	投資対象地域	内外	
	投資対象資産(収益	不動産投信(リート)	
	の源泉)		
	投資対象資産	その他資産(投資信託証券(その他資産))	
	決算頻度	年12回(毎月)	
属性区分	投資対象地域	グローバル (含む日本)	
	投資形態	ファンド・オブ・ファンズ	
	為替ヘッジ	為替ヘッジなし	

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1)商品分類の定義

- ・「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産と ともに運用されるファンド
- ・「内外」…目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

・「不動産投信(リート)」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの

(注2)属性区分の定義

- ・「その他資産」…組入れている資産
- ・「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの
- ・「グローバル」…目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
- ・「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・ オブ・ファンズ
- ・「為替ヘッジあり」…目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを 行なう旨の記載があるもの
- ・「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるものまたは 為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの

商品分類表

〈ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり(毎月分配型)〉 〈ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし(毎月分配型)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉
単位型投信	国内	株 式 債 券 不動産投信
追加型投信	海 外	その他資産
是加土汉旧	内外	資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回	グローバル (含む日本)		
中小型株	年2回	日本		
債券 一般 公債	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)
社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	アジア		
() 不動産投信 その他資産	年12回 (毎月)	オセアニア中南米		
(投資信託証券) (その他資産)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合	その他	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし(毎月分配型)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株	年1回	グローバル (含む日本)		
中小型株	年2回	日本		
债券 一般 公債	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()
社債 その他債券 クレジット属性	年6回 (隔月)	欧州アジア		
() 不動産投信 その他資産	年12回 (毎月)	オセアニア中南米	-	
(投資信託証券)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
資産複合	その他	中近東 (中東)		
資産配分固定型 資産配分変更型	()	エマージング		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス http://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて3,000億円を限度として信託金を追加する ことができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。
- <ファンドの特色>

- 11 リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
 - ■先進国のリートに投資します。
 - ■個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。
- ② 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。

為替ヘッジなし

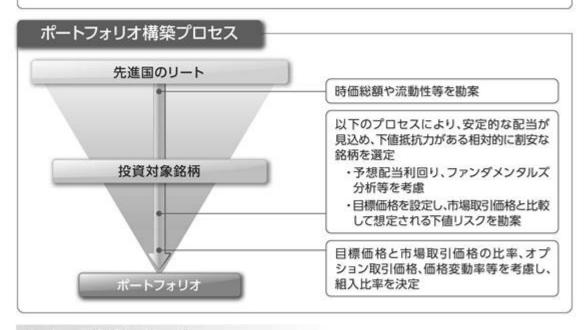
- ◆ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
- ③ 毎月13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益 分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。



リートへの投資とオプション取引を組み合わせた カバードコール戦略を構築します。

■リートの運用にあたっては、以下の点に留意します。

- ・先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象銘柄を選定します。
- ・投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗力がある相対的に割安な 銘柄を選定し、バリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リートポートフォリオ を構築します。
- ・リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となることをめざします。



リートへの投資のイメージ



(注)リート=不動産投資信託(Real Estate Investment Trust,REIT)

- 少額から投資でき、さまざまな不動産に分散が可能になります。
- 専門家が不動産の選定を行ないます。
- 上場しているリートは換金性に優れています。

■ 個別銘柄ごとに、保有口数(株数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築します。

カバードコール戦略とは

- リートを保有しつつ、リートのコール・オプション(買う権利)を売却する戦略です。
- ●リート価格の上昇/下落にかかわらず、オプションプレミアムを獲得することができます。
- ●一方で、リート価格の上昇による利益は一定の水準までに限定されます。
- ●リート価格が下落した場合、損失が発生しますが、オプションプレミアムにより値下がり損が軽減されることで、収益の改善が期待できます。

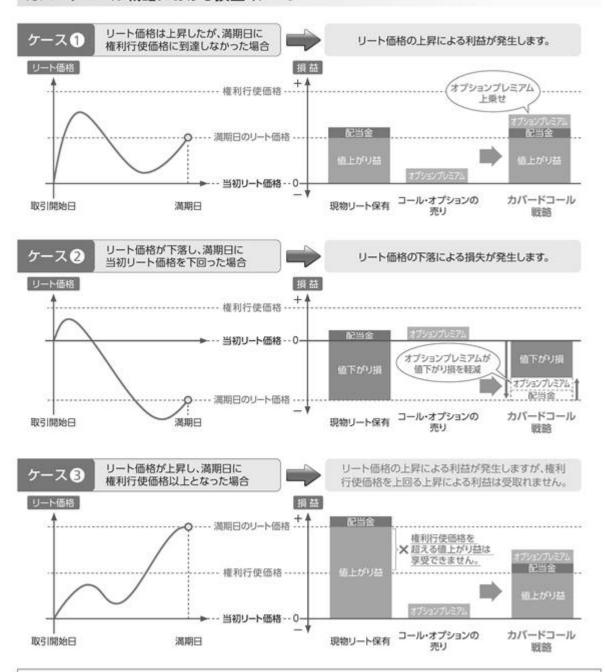
当ファンドにおけるカバードコール戦略について

- ●原則として、売却したコール・オプションが満期を迎えるごとに、銘柄を見直すとともに新たにコール・ オプションを売却することで、カバードコール戦略を再構築します。
- ●個別銘柄ごとの価格変動の方向性と変動率に基づき、個別銘柄ごとにカバー率、権利行使価格を 設定します。
 - リートの価格上昇期待が大きいと判断される場合には、カバー率を引き下げ、横ばいまたは下落が 予想される場合には、カバー率を引き上げます。
 - ※カバー率:リートの保有口数に対するコール・オプションの口数の割合
- ●権利行使が満期日のみに限定されているオプションを利用します。
 - 「オプションプレミアム」とは、オプションの買い手が売り手に支払う対価をいいます。
 - 「権利行使価格」とは、オプションの権利行使の基準となるリート価格をいいます。
- リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・マネジメント (ケイマン)リミテッドが行ないます。リートの銘柄選定にあたっては、クレディ・スイス・アセット・マネジメント(スイス)リミテッドの助言を活用します。

[クレディ・スイスについて]

- ■スイスのチューリッヒに本拠を置く世界有数の金融グループです。
- ●世界50ヵ国以上に拠点を持ち、世界中の法人、富裕層個人、スイス国内個人などの顧客に多彩な 金融サービスを提供している世界有数のグローバルな金融機関です。

カバードコール戦略における損益イメージ



- ※上記はイメージであり、実際のリート価格、配当金、オプションプレミアムとは異なります。また、投資成果を 示唆または保証するものではありません。
- ※上記は個別銘柄ごとに、保有口数(株数)全部にかかるコール・オプションを売却した場合の、1つの権利行使期間における損益を表したものであり、当ファンド全体の実際の損益を示したものではありません。
- ※上記はリートの配当金の支払いがあったことを前提として損益を表したものです。
- ※当ファンドにおいて、カバードコール戦略の損益は毎営業日時価評価され、基準価額に反映されます。



「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのコースがあります。

為替ヘッジあり

- 為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
 - ※ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。
 - ※為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

参 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。
※基準価額は、為替変動の影響を直接受けます。

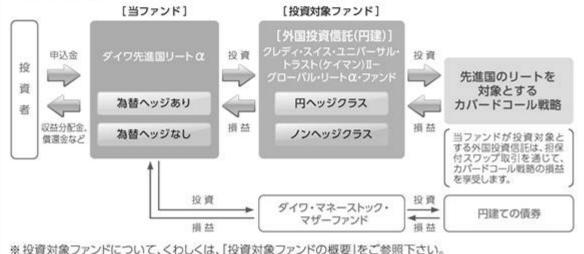
スイッチング(乗換え)について

● [為替ヘッジあり]と[為替ヘッジなし]との間でスイッチング(乗換え)を行なうことができます。



ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行なわず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



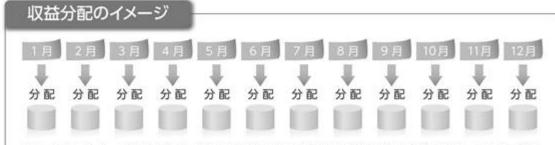
- 当ファンドは、通常の状態で、投資対象とする外国投資信託への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色1.および2.の運用が行なわれないことがあります。



毎月13日(休業日の場合翌営業日)に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

[分配方針]

- ② 原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。



- ※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、 保証するものではありません。
- ※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の 分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※ファンドの基準価額は変動します。投資元本、利回りが保証されているものではありません。

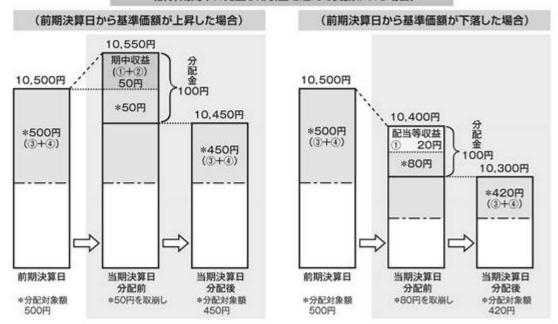
[収益分配金に関する留意事項]

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて 支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。 また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

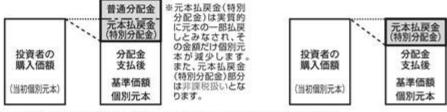
(計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合)



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および③収益調整金です。 分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意下さい。
- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合)

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金 … 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金 ... 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ (特別分配金) 減少します。

(注)普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

<投資対象ファンドの概要>

- 1.クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(円 ヘッジクラス)
- 2 . クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(ノ ンヘッジクラス)

	<u>有価証券報告書(内国技</u>
形態/表示通貨	ケイマン籍の外国投資信託 / 円建
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション
	┃取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめ┃
	ざします。
主要投資対象	担保付スワップ取引
運用方針	1.主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプ
	ション取引を組み合わせたカバードコール戦略の投資成果を享受しま
	ब
	・担保付スワップ取引の相手方は、クレディ・スイス・インターナー
	ショナルです。
	2.カバードコール戦略の構築にあたっては、以下の点に留意します。
	・先進国のリートの中から、時価総額や流動性等を考慮して投資対象
	銘柄を選定します。
	・投資対象銘柄の中から、安定的な配当が見込め、下値抵抗力がある
	相対的に割安な銘柄を選定します。
	・リートのバリュエーション、オプション取引価格等を考慮し、リー
	トポートフォリオを構築します。
	・リートポートフォリオの予想配当利回りは市場平均以上となること
	をめざします。
	市場平均とは、S&P先進国REIT指数の配当利回りとします。
	・個別銘柄ごとに、当該リートを原資産とするヨーロピアン・コー
	ル・オプションを売却することでカバードコール戦略を構築しま
	す。
	・個別銘柄ごとに、価格の方向性に基づき、保有口数(または保有株
	数)の一部または全部にかかるコール・オプションを売却すること
	を基本とします。
	・リートおよびカバードコール戦略の運用はクレディ・スイス・マネ
	ジメント(ケイマン)リミテッドが行ないます。リートの銘柄選定
	にあたっては、クレディ・スイス・アセット・マネジメント (スイ
	ス) リミテッドの助言を活用します。
	3.(円ヘッジクラス)
	為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
	(ノンヘッジクラス)
	せん。
	4 . 大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予
	想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模に
	よっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2012年6月28日
信託期間	無期限
決算日	2月末日
収益分配	京則として、毎月分配を行ないます。
-1VTTT-17 HD	W/1/C O C/ 4/1/18 1/04/10/20

管理報酬等	(円ヘッジクラス)
	純資産総額に対して年率0.54%程度
	(クレディ・スイス・アセット・マネジメント (スイス) リミテッド
	のリート運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査
	費用、弁護士費用等を含みます。)
	(ノンヘッジクラス)
	純資産総額に対して年率0.52%程度
	(クレディ・スイス・アセット・マネジメント (スイス) リミテッド
	のリート運用に関する助言報酬、担保付スワップにかかる費用、監査
	費用、弁護士費用等を含みます。)
	ただし、その他ファンドの運営に必要な各種経費等がかかります。
申込手数料	かかりません。
信託財産留保額	1口当たり純資産総額に対し0.30%
管理会社	クレディ・スイス・マネジメント (ケイマン) リミテッド
備考	当外国投資信託は、担保付スワップ取引の相手方にカバードコール戦略
	の構築に必要な現金を支払い、当該戦略の評価額に相当する米国の国債
	などを担保として受け入れます。担保付スワップ取引の相手方は、日々
	の担保付スワップ取引の評価を行なっており、担保も洗い替えされま
	す。担保付スワップ取引の評価には、リート等へ投資する場合にかかる
	コストや税金等が反映されます。

上記は提出日現在の情報に基づくものであり、変更となる場合があります。

クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドについて クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、スイスのチューリッヒに本拠を置く 世界有数の金融グループ、クレディ・スイス・グループの一員で、ファンドの資産の運用管理、受 益証券の発行等を行ないます。

3.ダイワ・マネーストック・マザーファンド

形態 / 表示通貨	国内籍の証券投資信託 / 円建
運用の基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。
主要投資対象	円建ての債券
投資態度	円建ての債券を中心に投資し、安定した収益の確保をめざして安定運用を行
	ないます。
	円建資産への投資にあたっては、残存期間が1年未満、取得時において
	A -2格相当以上の債券およびコマーシャル・ペーパーに投資することを基本
	とします。
	当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な
	変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模
	によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。
設定日	2010年3月5日
信託期間	無期限
決算日	毎年12月9日(休業日の場合翌営業日)
運用管理費用	かかりません。
(信託報酬)	
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社

受託会社

株式会社りそな銀行

(2) 【ファンドの沿革】

2012年6月27日 2012年7月18日 信託契約締結、当初自己設定、運用開始

ファンドの名称を「ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり (毎月分配型)、ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎 月分配型)(総称「ダイワ先進国リート」)」に変更(従来 は「ダイワ・グローバル・リート 為替へッジあり(毎月分配型)、ダイワ・グローバル・リート 為替へッジなし(毎月分配型)(総称「ダイワ・グローバル・リート 」)」)

2016年9月7日 信託期間終了日を2022年6月13日に変更(当初は2017年6月13

日)

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者

お申込者

収益分配金(注)、償還金など お申込金(3)

お取扱窓口

受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社 との契約(1)に基づき、次の業務を行ないま す。

販売会社

受益権の募集の取扱い

一部解約請求に関する事務

収益分配金、償還金、一部解約金の支払い

に関する事務

など

など

1

収益分配金、償還金など お申込金(3)

委託会社

大和アセットマネジ メント株式会社

当ファンドにかかる証券投資信託契約(以下「信 託契約」といいます。)(2)の委託者であり、次 の業務を行ないます。

受益権の募集・発行

信託財産の運用指図 信託財産の計算

運用報告書の作成

運用指図

2

損益 信託金(3) 受託会社

株式会社 りそな銀行

再信託受託会社:株 式会社日本カスト

ディ銀行

信託契約(2)の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 信託財産の計算 など

損益 投資

投資対象

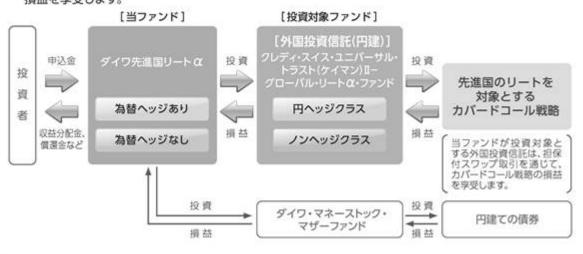
投資対象ファンドの受益証券 など

- (注)「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。
 - 1:受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。
 - 2:「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項(運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等)が規定されています。
 - 3:販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から収受します。また、販売会 社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

ファンドの仕組み

- 当ファンドは、複数の投資信託証券に投資する「ファンド・オブ・ファンズ」です。
- 外国投資信託の受益証券を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築します。
- 当ファンドが投資対象とする外国投資信託では、直接リートへの投資やオプション取引を行なわず、担保付スワップ取引を通じて、先進国のリートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略の損益を享受します。



- <委託会社の概況(2020年6月末日現在)>
- ・資本金の額 151億7,427万2,500円
- ・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立

1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得

1960年 4月 1日 営業開始

1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。

1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問

業の登録を受ける。

1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任

契約にかかる業務の認可を受ける。

2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみ

なされる。

(金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第352号)

2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更

・大株主の状況

名 称	住 所	所有	比率
		株式数	
		株	%
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	2,608,525	100.00

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

< 為替ヘッジあり >

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1.ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(円ヘッジクラス)」(以下「リート ・ファンド(円ヘッジクラス)」といいます。)の受益証券(円建)
- 2.ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ.主として、リート ・ファンド(円ヘッジクラス)の受益証券を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ロ.当ファンドは、リート・ファンド(円ヘッジクラス)とダイワ・マネーストック・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、リート・ファンド(円ヘッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ.リート ・ファンド (円ヘッジクラス)では、為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行ないます。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

< 為替ヘッジなし >

主要投資対象

次の有価証券を主要投資対象とします。

- 1.ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)」(以下「リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)」といいます。)の受益証券(円建)
- 2. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

投資態度

- イ.主として、リート ・ファンド (ノンヘッジクラス)の受益証券を通じて、リートへの投資とオープション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざします。
- ロ・当ファンドは、リート・ファンド(ノンヘッジクラス)とダイワ・マネーストック・マザーファンドに投資するファンド・オブ・ファンズです。通常の状態で、リート・ファンド(ノンヘッジクラス)への投資割合を高位に維持することを基本とします。
- ハ.リート ・ファンド (ノンヘッジクラス)では、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは 原則として行ないません。
- 二.当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<投資先ファンドについて>

投資先ファンドの選定の方針は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グ
	ローバル・リート ・ファンド (円ヘッジクラス)
	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプ
プログラップ (A)	ション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財
選定の方針	産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リス
	クを低減するため、為替ヘッジを行なう。

2. 為替ヘッジなし

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グ
	ローバル・リート ・ファンド (ノンヘッジクラス)
	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプ
プラッナタ	ション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財
選定の方針 	産の成長をめざして運用を行なうファンドである。為替変動リス
	クを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご 参照下さい。

(2) 【投資対象】

<為替ヘッジあり>

当ファンドにおいて投資の対象とする資産(本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)
 - イ.有価証券
 - 口.約束手形
- 八. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

- 1. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券
- ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(円ヘッジクラス)」の受益証券(円建)
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託 証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

<為替ヘッジなし>

(< 為替ヘッジあり > と同規定)

委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし株式会社りそな銀行を受託者として締結された次の1.に掲げる親投資信託(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、次の2.に掲げる外国投資信託(以下「組入外国投資信託」といいます。)の受益証券、ならびに次の3.から5.までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. ダイワ・マネーストック・マザーファンドの受益証券

- 2. ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)」の受益証券(円建)
- 3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 4. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前3.の証券の性質を有するもの
- 5. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、前1.に掲げる投資信託の受益証券および前2.に掲げる外国投資信託の受益証券を「投資信託 証券」といいます。

(< 為替ヘッジあり > と同規定)

<投資先ファンドについて>

ファンドの純資産総額の10%を超えて投資する可能性がある投資先ファンドの内容は次のとおりです。

1. 為替ヘッジあり

投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グロー バル・リート ・ファンド(円ヘッジクラス)
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なう。為替変動リスクを低減するため、為替ヘッジを行なう。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社:クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

2. 為替ヘッジなし

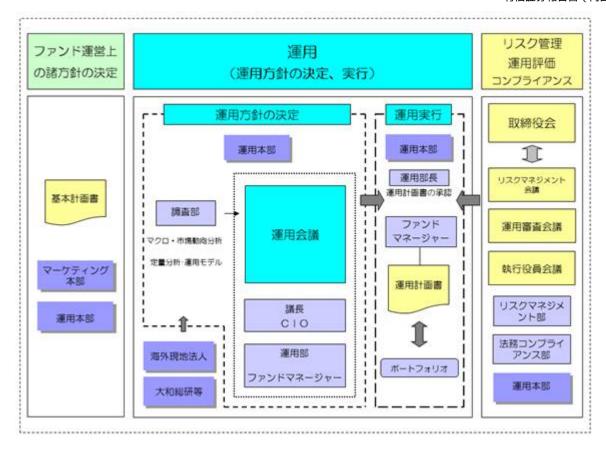
投資先ファンドの名称	クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)
運用の基本方針	主として、担保付スワップ取引を通じて、リートへの投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築し、信託財産の成長をめざして運用を行なう。為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行なわない。
主要な投資対象	担保付スワップ取引
委託会社等の名称	管理会社:クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド

くわしくは「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご 参照下さい。

(3) 【運用体制】

運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ.基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

口.基本的な運用方針の決定

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

八.運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則に よって、次のように定められています。

- イ.CIO(Chief Investment Officer)(2名) 運用最高責任者として、次の職務を遂行します。
 - ・基本的な運用方針の決定
 - ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定
- ロ. Deputy-CIO(0~5名程度)CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。
- ハ. インベストメント・オフィサー(0~5名程度)CIOおよびDeputy-CIOを補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

二.運用部長(各運用部に1名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ.ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議

次のとおり各会議体において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体の事務局となる 内部管理関連部門の人員は25~35名程度です。

イ.運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

口. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

八.執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託 会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

上記の運用体制は2020年6月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とします。

原則として、継続的な分配を行なうことを目標に、基準価額の水準を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。また、第1計算期末には、収益の分配は行ないません。

留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

株式(信託約款)

株式への直接投資は、行ないません。

投資信託証券(信託約款)

投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

外貨建資産(信託約款)

外貨建資産への直接投資は、行ないません。

信用リスク集中回避(信託約款)

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

資金の借入れ(信託約款)

- イ.委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払 資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目 的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コー ル市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価 証券等の運用は行なわないものとします。
- 口.一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- 八.収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営 業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 二.借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<参 考>投資対象ファンドについて

- 1.クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド (円へッジクラス)
- 2.クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) グローバル・リート ・ファンド (ノンヘッジクラス)
- 「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色 > 」をご参照下さい。
- 3.ダイワ・マネーストック・マザーファンド

下記以外の項目(「基本方針」、「投資態度」、「運用管理費用(信託報酬)」等)については、「1 ファンドの性格 (1) ファンドの目的及び基本的性格 <ファンドの特色>」をご参照下さい。

	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権(転換社債型新株予約
	権付社債の新株予約権に限ります。)の行使等により取得したものに限りま
	す。
	株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
主な投資制限	投資信託証券(上場投資信託証券を除きます。)への投資割合は、信託財
	産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、
	信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	外貨建資産への投資は、行ないません。
MAN = -	信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを
償還条項 	得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信 託を終了させることができます。
[[] [] [] [] [] [] [] [] [] [得ない事情が発生したときは、受託会社と台意のつえ、信託契約を解約し、信 託を終了させることができます。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、不動産投資信託証券への投資とオプション取引を組み合わせたカバードコール戦略を構築しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さい ますよう、よろしくお願い申上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

リート(不動産投資信託)への投資に伴うリスク



- イ.リートは、株式と同様に金融商品取引所等で売買され、その価格は、不動産市況に対する見通し や市場における需給等、さまざまな要因で変動します。
 - ・リートには資産規模が小さく、流動性が低いものもあります。このようなリートへの投資は、流動性の高い株式等に比べ、より制約を受けることが考えられます。
 - ・金利の上昇局面においては、他の、より利回りの高い債券等との比較でリートに対する投資価値 が相対的に低下し、価格が下落することも想定されます。
- 口・リートの価格や配当は、リートの収益や財務内容の変動の影響を受けます。

- ・リートの収益は、所有する不動産から得られる賃料収入がその大半を占めます。したがって、賃料水準や入居率の低下等により賃料収入が減少した場合には、リートの収益が悪化し、価格や配当が下落することが考えられます。
- ・リートの資産価値は、所有する不動産の評価等により変動します。市況の悪化、不動産の老朽化 等によってリートの資産価値が低下した場合には、価格が下落することがあります。なお、実物 資産である不動産には、人的災害、自然災害等に伴って大きな損害が発生する可能性もあり、こ のような場合、リートの価格が大幅に下落することも想定されます。
- ・リートでは、投資資金を調達するために金融機関等から借入れを行なうことがあります。したがって、金利上昇局面において金利負担等が増加し、収益の悪化要因となることが考えられます。
- ・法人形態のリートでは、経営陣の運営如何によっては収益や財務内容が著しく悪化する可能性が あります。リートが倒産等に陥り、投資資金が回収できなくなることもありえます。
- ハ.リートに関する法制度(税制、会計制度等)が変更となった場合、リートの価格や配当に影響を 与えることが想定されます。
 - ・その他、不動産を取巻く規制(建築規制、環境規制等)に変更があった場合も、リートの価格や 配当が影響を受けることが考えられます。
 - ・金融商品取引所が定める基準に抵触する等の理由から、リートが上場廃止になることもあります。
- 二.組入リートの市場価格が下落した場合、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

カバードコール戦略の利用に伴うリスク

オプションプレミアムの水準は、オプション売却時のリート価格水準、権利行使価格、リート価格 変動率(ボラティリティ)、満期日までの期間、金利水準、配当金額、需給等により決定されます。 想定したオプションプレミアムが確保できない場合もあります。

リート価格水準やリート価格変動率の変動等によりコール・オプションの評価値が変動し、損失を 被る場合があります。

カバードコール戦略では、リート価格が上昇した場合の値上がり益が限定されるため、リートのみに投資した場合に対して投資成果が劣後する可能性があります。戦略再構築を重ねた場合、リート価格が下落しその後当初の水準程度まで回復しても、基準価額の回復はリート価格に比べて緩やかになる可能性があります。

当ファンドでは個別銘柄ごとにカバードコール戦略を構築するため、リート価格上昇時の値上がり 益が個別銘柄ごとに限定される結果、投資成果がリート市場全体の動きに対して劣後する可能性があ ります。

外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

〈為替変動のイメージ図〉



※上図はイメージ図であり、当ファンドの運用成果を表すものではありません。

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行ないます。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。また、為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ.カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

スワップ取引の利用に伴うリスク

スワップ取引の相手方に債務不履行や倒産その他の事態が生じた場合、カバードコール戦略の投資成果を享受することができず、ファンドの運用の継続が困難となり、予想外の損失を被る可能性があります。また、スワップ取引の相手方から受入れた担保を想定した価格で処分できない場合があることから損失を被る可能性があります。

当ファンドが投資対象とする外国投資信託は、スワップ取引の相手方が取引するリートやオプションについて何ら権利を有しません。

その他

- イ.解約資金を手当てするためカバードコール戦略を解消(リートの売却およびオプションの買戻し)する際、市場規模や市場動向によっては当初期待される価格で解消できないこともあります。 この場合、基準価額が下落する要因となります。
- ロ.ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります(信用リスク)。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、お買付け、ご換金の申込みの受付けを中止することがあります。

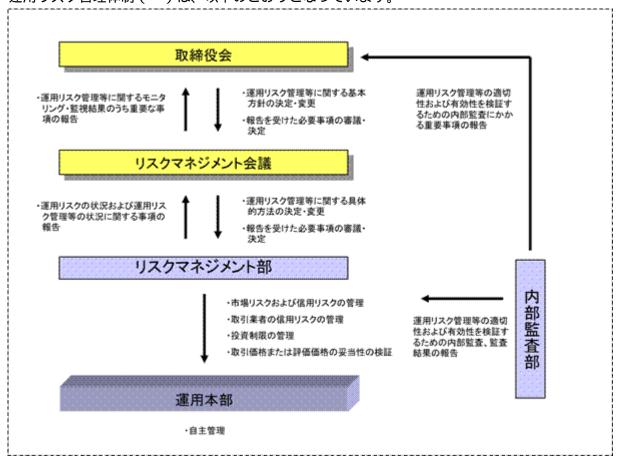
ご換金の申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込みを受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の 適用はありません。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制()は、以下のとおりとなっています。

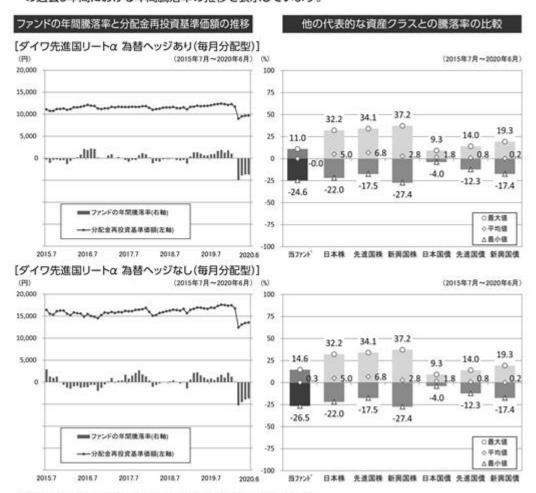


流動性リスクに対する管理体制

当社では、運用リスクのうち、大量の解約・換金によって必要となる資金の確保のために合理的な条件での取引が困難となるリスク、および市場の混乱、取引所における休業、取引の停止等により市場において取引ができないまたは合理的な条件での取引が困難となるリスクを「流動性リスク」とし、当社の運用する信託財産における流動性リスクの防止および流動性リスク発生時における円滑な事務遂行を目的とした事前対策、ならびに流動性リスク発生時における対応策(コンティンジェンシー・プラン)を定めています。

参考情報

●下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。 右のグラフは過去5年間における年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・ 最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンド の過去5年間における年間騰落率の推移を表示しています。



- ※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。
- ※ファンドの年間騰落率は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。
- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日 本 株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興園株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債: JPモルガン ガパメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケッツ グローバル ダイバーシファイド(円ペース)

※指数について

●TOPIXは東証が算出・公表し、指数値、商標など一切の権利は株式会社東京証券取引所が所有しています。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。またMSCI Inc.は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。●NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ボートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガンガバメント・ボンド・インデックスー エマージ・マーケッツ グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016、J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

販売会社におけるお買付時の申込手数料の料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)となっています。具体的な手数料の料率等については、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。

・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)

<スイッチング(乗換え)について>

- ・「為替ヘッジあり」の受益者が、保有する受益権を換金した手取金をもって「為替ヘッジなし」の 受益権の取得申込みを行なうこと、および「為替ヘッジなし」の受益者が、保有する受益権を換金 した手取金をもって「為替ヘッジあり」の受益権の取得申込みを行なうことをいいます。
- ・スイッチング(乗換え)の申込みの際には、換金の申込みを行なうファンドと、取得の申込みを行 なうファンドをご指示下さい。
- ・スイッチング(乗換え)にかかる申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は、スイッチング(乗換え)の金額から差引かせていただきます。



申込手数料には、消費税等が課されます。

「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、お買付時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

(2) 【換金(解約)手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.353%(税抜1.23%) を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに信託財産 中から支弁します。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分については、純資産総額に対し次のとお りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.40%	年率0.80%	年率0.03%
(税抜)	(税抜)	(税抜)

上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

前 の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

当ファンドの信託報酬等のほかに、投資対象ファンドに関しても信託報酬等がかかります。当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬等を加えた、投資者が実質的に負担する信託報酬率は、「為替ヘッジあり」については年率1.893%(税込)程度、「為替ヘッジなし」については年率1.873%(税込)程度です。

(注)投資対象ファンドの信託報酬等については、「1 ファンドの性格 (1)ファンドの目的及び 基本的性格 <ファンドの特色 > 」の「投資対象ファンドの概要」をご参照下さい。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社:ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告

書の作成等の対価

販売会社:運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社:運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4) 【その他の手数料等】

信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および 信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担 とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用(データ処理費用、郵送料等)は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

()「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を 示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。また、上場不動産投資信託は市場価格により取引されており、費用を表示することができません。

<投資対象ファンドより支弁する手数料等>

各ファンドの投資対象等に応じて、信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。その他、マザーファンドを除く投資対象ファンドからは監査報酬を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人の投資者に対する課税

イ.収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%(所得税15%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

口.解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20%(所得税15%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)となります。

八.損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等(特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

公募株式投資信託は、税法上、少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」の適用対象です。満20歳以上の方を対象としたNISAをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。また、20歳未満の方を対象とした非課税制度「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります(他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。)。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方となります。当ファンドの非課税口座における取扱いは販売会社により異なる場合があります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%(所得税15%)の税率で源泉 徴収 され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上 課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)には課税されません。ただ し、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

投資者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該投資者の元本(個別元本)にあたります。

投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。

投資者が元本払戻金(特別分配金)を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該 元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。

<注2>収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

投資者が収益分配金を受取る際、イ.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、口.当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

- () 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ()上記は、2020年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。
- ()課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)	
投資信託受益証券		2,225,290,685	98.38	
内 ケイマン諸島		2,225,290,685	98.38	
親投資信	託受益証券	399,561	0.02	
内 日本		399,561	0.02	
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)		36,129,315	1.60	
純資産総額		2,261,819,561	100.00	

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2020年6月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、	日数また	簿価単価 簿価	評価単価時価	投資比率
			l le		額面金額	(円)	(円)	(%)
1	GLOBAL REIT ALPHA FUND JPY HEDGED CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券		65,730,045.33	34.49 2,267,383,244	33.85 2,225,290,685	98.38
2	ダイワ·マネーストック·マザー ファンド	日本	親投資信託受益証券		399,083	1.0012 399,561	1.0012 399,561	0.02

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率	
投資信託受益証券	98.38%	
親投資信託受益証券	0.02%	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの	
(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額	
(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)	
27 705 750 740	29 006 044 600	1 0001	1.0171	
27,765,756,740	28,006,044,690	1.0091	1.0171	
22 202 454 404	22 672 049 274	0.0514	0.0504	
33,392,154,161	33,072,946,274	0.9514	0.9594	
27 254 927 024	27 604 444 044	0 0006	0 0066	
27,354,627,021	27,601,111,041	0.0000	0.8966	
24 692 720 022	24 960 670 676	0.0270	0 0250	
21,082,730,933	21,869,678,576	0.9279	0.9359	
40 504 240 050	40.755.500.550	0.0050	0.0420	
16,591,346,956	16,755,562,559	0.9056	0.9136	
4E E7C 222 074	45 720 067 720	0.0450	0.8239	
15,576,333,071	15,729,067,730	0.6159	0.6239	
12 002 000 207	12 127 070 020	0.7752	0.7833	
12,992,999,207	13,127,070,026	0.7755	0.7633	
11 264 002 022	11 200 772 052	0.7704	0.7864	
11,204,992,022	11,360,772,933	0.7764	0.7604	
0 222 040 209	0.226.024.022	0.7020	0.7119	
9,222,010,398	9,320,021,032	0.7039	0.7119	
9 594 400 300	0 605 440 200	0.6707	0.6077	
0,004,409,309	0,000,440,388	0.0797	0.6877	
7 205 745 754	7 277 005 544	0.6204	0.6464	
7,285,745,754	7,377,095,511	0.0381	0.6461	
	(分配落)	(分配落) (分配付) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円) (円	(分配落) (分配付) (円) (分配落)(円) (円) (円) (分配落)(円) (円) (分配落)(円) 27,785,758,740 28,006,044,690 1.0091 33,392,154,181 33,672,948,274 0.9514 27,354,827,021 27,601,111,041 0.8886 21,682,730,933 21,869,678,576 0.9279 18,591,348,958 18,755,582,559 0.9056 15,576,333,071 15,729,067,730 0.8159 12,992,999,207 13,127,070,028 0.7753 11,264,992,022 11,380,772,953 0.7784 9,222,010,398 9,326,821,032 0.7039 8,584,409,309 8,685,448,388 0.6797	

				1 月間証券
第12特定期間末 (2018年6月13日)	5,717,995,922	5,798,002,722	0.5718	0.5798
第13特定期間末 (2018年12月13日)	4,613,650,561	4,684,154,577	0.5235	0.5315
第14特定期間末 (2019年6月13日)	3,881,981,294	3,920,346,724	0.5059	0.5109
2019年6月末日	3,806,153,039	-	0.5006	-
7月末日	3,645,415,595	-	0.5017	-
8月末日	3,565,167,854	-	0.5038	-
9月末日	3,500,287,634	-	0.5034	1
10月末日	3,445,775,121	-	0.5018	1
11月末日	3,287,497,471	-	0.4920	-
第15特定期間末 (2019年12月13日)	3,135,663,305	3,168,732,096	0.4741	0.4791
12月末日	3,152,735,367	-	0.4792	-
2020年1月末日	3,146,087,497	-	0.4815	-
2月末日	2,949,145,599	-	0.4536	-
3月末日	2,201,705,185	-	0.3438	-
4月末日	2,284,615,861	-	0.3586	-
5月末日	2,290,379,669	-	0.3592	-
第16特定期間末 (2020年6月15日)	2,278,905,018	2,310,778,050	0.3575	0.3625
6月末日	2,261,819,561	-	0.3558	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0320
第2特定期間	0.0480
第3特定期間	0.0480
第4特定期間	0.0480
第5特定期間	0.0480
第6特定期間	0.0480
第7特定期間	0.0480
第8特定期間	0.0480
第9特定期間	0.0480
第10特定期間	0.0480
第11特定期間	0.0480
第12特定期間	0.0480
第13特定期間	0.0480

第14特定期間	0.0390
第15特定期間	0.0300
第16特定期間	0.0300

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	4.1
第2特定期間	1.0
第3特定期間	1.6
第4特定期間	9.8
第5特定期間	2.8
第6特定期間	4.6
第7特定期間	0.9
第8特定期間	6.6
第9特定期間	3.4
第10特定期間	3.4
第11特定期間	0.9
第12特定期間	2.9
第13特定期間	0.1
第14特定期間	4.1
第15特定期間	0.4
第16特定期間	18.3

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1特定期間	27,675,613,484	539,869,665
第2特定期間	13,842,495,350	6,278,977,511
第3特定期間	1,397,202,365	5,710,961,459
第4特定期間	760,940,859	8,177,987,951
第5特定期間	650,205,220	3,489,460,543
第6特定期間	504,937,811	1,942,305,526
第7特定期間	387,969,976	2,720,949,667
第8特定期間	516,259,077	2,802,495,426
第9特定期間	1,239,722,183	2,611,009,251
第10特定期間	1,224,921,612	1,696,365,979
第11特定期間	533,845,710	1,745,010,992
第12特定期間	152,662,739	1,570,532,315
第13特定期間	280,780,887	1,468,628,910

第14特定期間	220,737,782	1,360,653,693
第15特定期間	124,305,164	1,183,633,106
第16特定期間	108,423,771	347,575,496

(注) 当初設定数量は400,000,000口です。

(参考)マザーファンド ダイワ・マネーストック・マザーファンド

(1) 投資状況 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	68,771,618,997	100.00
純資産総額	68,771,618,997	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。
- (2) 投資資産 (2020年6月30日現在) 投資有価証券の主要銘柄
- イ.主要銘柄の明細 該当事項はありません。
- ロ.投資有価証券の種類別投資比率 該当事項はありません。
- 八.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(参考情報)運用実績

●ダイワ先進国リートα 為替ヘッジあり(毎月分配型)

2020年6月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。



「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において実質的な運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 600円 設定来分配金合計額: 7.070円 第 84 期 第 85 期 第 86 期 第 87 期 第 88 期 第 89 期 第 90 期 第 91 期 第 92 期 第 93 期 第 94 期 第 95 期 決算期 19年7月 19年8月 19年9月 19年10月 19年11月 19年12月 20年1月 20年2月 20年3月 20年4月 20年5月 20年6月 分配金

※分配会は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ 一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

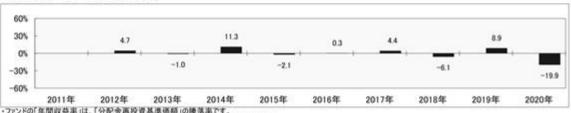
主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

	組入上位10ファンド	
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	リートα・ファンド(円ヘッジクラス)	98.4%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.0%
合計	~	98.4%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



-ファンドの「年間収益率」は、「分配金両投資基準価額」の機落率です。 -2012年は設定日(6月27日)から年末、2020年は6月30日までの機落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)】

(1) 【投資状況】 (2020年6月30日現在)

投資状況

投資資産の種類		時価(円)	投資比率(%)
投資信託	受益証券	1,253,263,360	98.60
	内 ケイマン諸島	1,253,263,360	98.60
親投資信	託受益証券	99,890	0.01
内 日本		99,890	0.01
コール・ロ	ーン、その他の資産(負債控除後)	17,736,400	1.40
純資産総額		1,271,099,650	100.00

- (注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。
- (注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】 (2020年6月30日現在)

【投資有価証券の主要銘柄】

イ.主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、	口数また	簿価単価 簿価	評価単価時価	投資比率
					額面金額	(円)	(円)	(%)
1	GLOBAL REIT ALPHA FUND NON HEDGED CLASS	ケイマン 諸島	投資信 託受益 証券		27,353,675.72	46.61 1,275,170,132	45.81 1,253,263,360	98.60
2	ダイワ·マネーストック·マザー ファンド	日本	親投資信託受益証券		99,771	1.0012 99,890	1.0012 99,890	0.01

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

口.投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
投資信託受益証券	98.60%

親投資信託受益証券	0.01%
合計	98.60%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ.投資株式の業種別投資比率 該当事項はありません。

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

	純資産総額	純資産総額	1口当たりの	1口当たりの
	(分配落)	(分配付)	純資産額	純資産額
	(円)	(円)	(分配落)(円)	(分配付)(円)
第1特定期間末	2 405 507 247	2 242 270 252	1.0669	1.0759
(2012年12月13日)	3,185,507,247	3,212,379,353	1.0669	1.0759
第2特定期間末	0.700.000.700	0.007.400.004	4.4000	4.4050
(2013年6月13日)	9,789,268,768	9,867,496,801	1.1262	1.1352
第3特定期間末	0.050.555.040	0.400.000.450	4.4070	4 4000
(2013年12月13日)	9,056,555,042	9,128,866,158	1.1272	1.1362
第4特定期間末	0.005.775.000	0.457.000.044	4.4005	4 4045
(2014年6月13日)	8,095,775,898	8,157,390,341	1.1825	1.1915
第5特定期間末	7 740 200 547	7 007 200 002	4 2000	4 2450
(2014年12月15日)	7,718,390,517	7,807,388,002	1.3009	1.3159
第6特定期間末	7 407 249 706	7 207 072 665	1.1913	1.2063
(2015年6月15日)	7,197,348,706	7,287,973,665	1.1913	1.2003
第7特定期間末	6 420 690 527	6 540 600 422	4 0027	1 0007
(2015年12月14日)	6,430,689,537	6,519,698,133	1.0837	1.0987
第8特定期間末	F 226 190 674	5 410 942 007	0.9568	0.9718
(2016年6月13日)	5,336,189,671	5,419,843,997	0.9568	0.97 18
第9特定期間末	E 100 964 150	5,195,018,171	0.8895	0.9045
(2016年12月13日)	5,108,864,159	5,195,016,171	0.0095	0.9045
第10特定期間末	5 021 407 040	5 115 220 FGG	0.8028	0.8178
(2017年6月13日)	5,021,497,019	5,115,320,566	0.0028	0.0178

				有価証
第11特定期間末 (2017年12月13日)	4,730,699,083	4,823,856,432	0.7617	0.7767
第12特定期間末 (2018年6月13日)	3,745,890,735	3,803,223,389	0.6534	0.6634
第13特定期間末 (2018年12月13日)	2,720,745,713	2,751,891,628	0.6115	0.6185
第14特定期間末 (2019年6月13日)	2,215,184,661	2,241,966,153	0.5790	0.5860
2019年6月末日	2,189,667,910	-	0.5716	-
7月末日	2,160,722,482	-	0.5746	-
8月末日	2,093,530,636	-	0.5652	-
9月末日	2,088,235,255	-	0.5728	-
10月末日	2,073,712,600	-	0.5754	-
11月末日	2,021,400,121	-	0.5655	-
第15特定期間末 (2019年12月13日)	1,944,748,699	1,969,738,918	0.5447	0.5517
12月末日	1,980,966,202	-	0.5535	-
2020年1月末日	1,919,350,496	1	0.5496	-
2月末日	1,788,709,054	1	0.5208	-
3月末日	1,277,554,149	-	0.3801	-
4月末日	1,271,913,558	-	0.3932	-
5月末日	1,285,054,335	-	0.3959	-
第16特定期間末 (2020年6月15日)	1,277,558,215	1,300,289,284	0.3934	0.4004
6月末日	1,271,099,650	-	0.3927	-

【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1特定期間	0.0360
第2特定期間	0.0540
第3特定期間	0.0540
第4特定期間	0.0540
第5特定期間	0.0720
第6特定期間	0.0900
第7特定期間	0.0900
第8特定期間	0.0900
第9特定期間	0.0900
第10特定期間	0.0900
第11特定期間	0.0900

第12特定期間	0.0750
第13特定期間	0.0570
第14特定期間	0.0420
第15特定期間	0.0420
第16特定期間	0.0420

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1特定期間	10.3
第2特定期間	10.6
第3特定期間	4.9
第4特定期間	9.7
第5特定期間	16.1
第6特定期間	1.5
第7特定期間	1.5
第8特定期間	3.4
第9特定期間	2.4
第10特定期間	0.4
第11特定期間	6.1
第12特定期間	4.4
第13特定期間	2.3
第14特定期間	1.6
第15特定期間	1.3
第16特定期間	20.1

(4) 【設定及び解約の実績】

設定数量(口)	解約数量(口)
3,000,750,396	114,960,810
8,859,447,228	3,153,233,125
827,082,478	1,484,517,651
560,864,314	1,749,383,550
522,915,515	1,435,799,098
856,846,543	748,348,303
808,745,702	916,503,182
563,063,191	920,014,578
1,042,822,368	876,176,590
1,268,547,920	757,245,628
933,889,398	978,302,595
	3,000,750,396 8,859,447,228 827,082,478 560,864,314 522,915,515 856,846,543 808,745,702 563,063,191 1,042,822,368 1,268,547,920

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第12特定期間	396,057,000	873,281,462
第13特定期間	661,940,110	1,945,789,100
第14特定期間	292,959,943	916,448,954
第15特定期間	162,399,878	418,295,932
第16特定期間	100,106,625	422,842,440

(注) 当初設定数量は100,000,000口です。

(参考)マザーファンド

ダイワ・マネーストック・マザーファンド

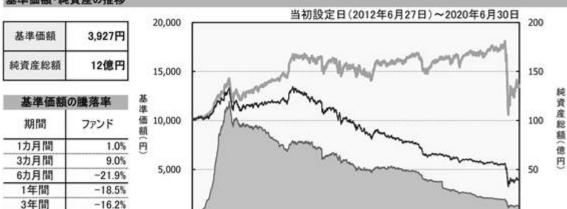
前記「ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)」の記載と同じ。

(参考情報)運用実績

●ダイワ先進国リートα 為替ヘッジなし(毎月分配型)

2020年6月30日現在 ※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移



※上記の「基準価額の機落率」とは、 「分配金再投資基準価額」の機落率です。

※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
※基準価額の計算において実質的な適用管理費用(信託報酬)は控除しています。

- 分配会再投資基準循額(左軸)

2017/10/19

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

-14.2%

35.6%

0

設定時

D 純資産総額(右軸)

直近1年間分配金合計額: 840円 設定来分配金合計額: 10.680円 第 84 期 第 85 期 第 86 期 第 87 期 第 88 期 第 89 期 第 90 期 第 91 期 第 92 期 第 93 期 第 94 期 第 95 期 決算期 19年7月 19年8月 19年9月 19年10月 19年11月 19年12月 20年1月 20年2月 20年3月 20年4月 20年5月 20年6月 分配金 70円 70円 70円 70円 70円 70四 70円 70円 70円 70円 70円 70円

2015/02/24

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

5年間

設定来

※比率は、純資産総額に対するものです。

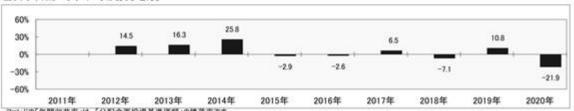
2020/06/26

基準価額 (左軸)

	組入上位10ファンド	
運用会社名	ファンド名	比率
クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド	リートα・ファンド(ノンヘッジクラス)	98.6%
大和アセットマネジメント	ダイワ・マネーストック・マザーファンド	0.0%
7		
合計	-	98.6%

年間収益率の推移

当ファンドにはベンチマークはありません。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の機落率です

-2012年は設定日(6月27日)から年末、2020年は6月30日までの腰落率を表しています。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2 【管理及び運営】

1 【申込(販売)手続等】

受益権の取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得の申込みを行なうものとします。

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約(以下「別に定める契約」といいます。)を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受付けを行ないません。

イ.ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

ロ.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日(当ファンドの運営および受益者に与える影響が軽微であるとして委託会社が定める日に限り除きます。) お買付価額(1万口当たり)は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた取得の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込みの受付けを中止することができます。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

2 【換金(解約)手続等】

委託会社の各営業日の午後3時までに受付けた換金の申込み(当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ.およびロ.に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の 請求の受付けを行ないません。

イ、ニューヨーク証券取引所またはロンドン証券取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日

口.前イ.のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日 受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとし ます。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た信託財産留保額を控除した価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

・お電話によるお問合わせ先 (委託会社)

電話番号(コールセンター) 0120-106212

(営業日の9:00~17:00)

・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

「為替ヘッジあり」または「為替ヘッジなし」の受益者が、当該ファンドの換金の手取金をもって他のファンドの受益権の取得申込みをする場合において、当該他のファンドの受益権の取得申込みの受付けが中止された場合、当該換金請求の申込みの受付けを中止することがあります。(なお、他のファンドとは、受益者が「為替ヘッジあり」の受益者である場合、「為替ヘッジなし」を、また「為替ヘッジなし」の受益者である場合、「為替ヘッジあり」をいいます。)

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、上記に準じて算出した価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して 6営業日目から受益者に支払います。

受託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。受託会社は、委託会社の指定する預金口座等に一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

<信託財産留保額について>

当ファンドにおいては、信託終了前の解約の際に1万口当たり一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額の0.3%を信託財産留保額としてご負担いただきます。

一部解約に対応して有価証券等の取引を行なう場合には、売買委託手数料等のコストが発生するほか、組入有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益権を継続して保有される方との公平性に 資する目的で導入されているもので、解約の際に控除され、信託財産に繰入れられます。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の 請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数 と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口 数の減少の記載または記録が行なわれます。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価(注1、注2)により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

(注1) 当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・組入外国投資信託の受益証券:原則として計算時において知り得る直近の日の基準価額で評価します。
- ・マザーファンドの受益証券:計算日の基準価額で評価します。

(注2)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・本邦通貨表示の公社債:原則として、次に掲げるいずれかの価額で評価します。
 - 1. 日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値)
 - 2. 金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く。)
 - 3. 価格情報会社の提供する価額

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または委託会社に問合わせることにより知ることができます。また、委託会社のホームページでご覧になることもできます。

- ・お電話によるお問合わせ先(委託会社) 電話番号(コールセンター) 0120-106212 (営業日の9:00~17:00)
- ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2012年6月27日から2022年6月13日までとします。ただし、(5) により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4) 【計算期間】

毎月14日から翌月13日までとします。ただし、第1計算期間は、2012年6月27日から2012年8月13日ま でとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始される ものとします。ただし、最終計算期間の終了日には適用しません。

(5) 【その他】

信託の終了

- 1.委託会社は、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくは信託契約を解約することが 受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意 のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、 あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 2. 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とする組入外国投資信託が存続しないこととなる場合には、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 3. 委託会社は、前1. の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 4.前3.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本4.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 5.前3.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数を もって行ないます。
- 6.前3.から前5.までの規定は、前2.の規定に基づいて信託契約を解約するとき、あるいは、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前3.から前5.までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。

- 7. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 8. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 9. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- 1.委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本の1.から7.までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2.委託会社は、前1.の事項(前1.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3.前2.の書面決議において、受益者(委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3.において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4.前2.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6.前2.から前5.までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 7.前1.から前6.までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1.から前7.までの規定にしたがいます。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権 買取請求の規定の適用を受けません。

運用報告書

- 1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書)を毎年6月および12月の計算期末に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
- 2.委託会社は、運用報告書(全体版)(投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書)を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ

アドレス https://www.daiwa-am.co.jp/

3.前2.の規定にかかわらず、受益者から運用報告書(全体版)の交付の請求があった場合には、これを交付します。

公告

1.委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

https://www.daiwa-am.co.jp/

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月(または3か月)前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

収益分配金および償還金にかかる請求権

受益者は、収益分配金(分配金額は、委託会社が決定します。)および償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、第1計算期間の末日を除く決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとします。

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

換金請求権

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金 (解約)手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間 (2019年12月14日から 2020年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり (毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2019年12月13日現在	当 期 2020年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	90,135,321	78,248,609
投資信託受益証券	3,085,089,311	2,235,000,382
親投資信託受益証券	399,681	399,561
流動資産合計	3,175,624,313	2,313,648,552
資産合計	3,175,624,313	2,313,648,552
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	33,068,791	31,873,032
未払解約金	3,108,672	-
未払受託者報酬	88,694	67,292
未払委託者報酬	3,548,093	2,691,907
その他未払費用	146,758	111,303
流動負債合計	39,961,008	34,743,534
負債合計	39,961,008	34,743,534
純資産の部		
元本等		
元本	1 6,613,758,225	1 6,374,606,500
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,478,094,920	2 4,095,701,482
(分配準備積立金)	60,142,090	36,961,904
元本等合計	3,135,663,305	2,278,905,018
純資産合計	3,135,663,305	2,278,905,018
負債純資産合計	3,175,624,313	2,313,648,552

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 自 2019年6月14日 至 2019年12月13日	当 期 自 2019年12月14日 至 2020年6月15日
営業収益		
受取配当金	200,608,358	187,161,006
受取利息	135	100
有価証券売買等損益	184,595,271	733,198,673
営業収益合計	16,013,222	546,037,567
営業費用		
支払利息	16,312	11,346
受託者報酬	579,148	444,020
委託者報酬	23,167,592	17,762,999
その他費用	147,664	111,443
営業費用合計	23,910,716	18,329,808
営業損失()	7,897,494	564,367,375
経常損失()	7,897,494	564,367,375
当期純損失 ()	7,897,494	564,367,375
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	662,762	7,673,734
期首剰余金又は期首欠損金()	3,791,104,873	3,478,094,920
剰余金増加額又は欠損金減少額	593,906,044	196,652,707
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	593,906,044	196,652,707
剰余金減少額又は欠損金増加額	62,184,988	64,362,452
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	62,184,988	64,362,452
分配金	1 210,150,847	1 193,203,176
期末剰余金又は期末欠損金()	3,478,094,920	4,095,701,482

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期
	区分	自 2019年12月14日
		至 2020年6月15日
1.	有価証券の評価基準及び評価	(1)投資信託受益証券
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評
		価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
		(2)親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
		評価しております。
	四半刀が帯田の制し甘油	
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金 頼ま計 スカいまま
		額を計上しております。
3	その他財務諸表作成のための	 特定期間末日
.	基本となる重要な事項	IJV CWII라가 디
	正中にあり主义の子穴	 2020年6月13日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2020年
		6月15日としております。このため、当特定期間は185日となってお
		ります。
		7

(貸借対照表に関する注記)

	(2.1		
区分		前 期	当 期
		2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1.	1 期首元本額	7,673,086,167円	6,613,758,225円
	期中追加設定元本額	124,305,164円	108,423,771円
	期中一部解約元本額	1,183,633,106円	347,575,496円

2.		特定期間末日における受益	6,613,758,225□	6,374,606,500□
		権の総数		
3.	2	元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元	貸借対照表上の純資産額が元
			本総額を下回っており、その	本総額を下回っており、その
			差額は3,478,094,920円であり	差額は4,095,701,482円であり
			ます。	ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

(損益及び判宗並計算書に関する注記)		
	前 期	当 期
区分	自 2019年6月14日	自 2019年12月14日
	至 2019年12月13日	至 2020年6月15日
1 分配金の計算過程	(自2019年6月14日 至2019	(自2019年12月14日 至2020
	年7月16日)	年1月14日)
	 計算期間末における解約に伴	 計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(31,274,067円)、解約に	額(29,058,470円)、解約に
	伴う当期純利益金額分配後の	伴う当期純利益金額分配後の
	有価証券売買等損益から費用	有価証券売買等損益から費用
	を控除し、繰越欠損金を補填	を控除し、繰越欠損金を補填
	した額(0円)、投資信託約	した額(0円)、投資信託約
	款に規定される収益調整金	款に規定される収益調整金
	(557,502,464円)及び分配	(495,515,946円)及び分配
	準備積立金(104,144,857	準備積立金(59,601,046円)
	円)より分配対象額は	より分配対象額は
	692,921,388円(1万口当たり	584,175,462円(1万口当たり
	935.15円)であり、うち	889.26円)であり、うち
	37,048,593円(1万口当たり	32,846,116円(1万口当たり
	50円)を分配金額としており	50円)を分配金額としており
	ます。	ます。

(自2019年7月17日 至2019 年8月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(30,702,560円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (543,687,943円)及び分配 準備積立金(95,302,226円) より分配対象額は 669,692,729円(1万口当たり 927.73円)であり、うち 36,093,028円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2019年8月14日 至2019 年9月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(27,296,730円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (528,778,412円)及び分配 準備積立金(87,220,216円) より分配対象額は 643,295,358円(1万口当たり 916.63円)であり、うち 35,090,372円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2020年1月15日 至2020 年2月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(30,672,839円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (491,245,691円)及び分配 準備積立金(55,188,574円) より分配対象額は 577,107,104円(1万口当たり 886.37円)であり、うち 32,554,476円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2020年2月14日 至2020 年3月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(25,017,419円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (486,382,729円)及び分配 準備積立金(52,651,665円) より分配対象額は 564,051,813円(1万口当たり 875.19円)であり、うち 32,224,576円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2019年9月14日 至2019 年10月15日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(31,336,487円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (521,203,275円)及び分配 準備積立金(78,118,711円) より分配対象額は 630,658,473円(1万口当たり 911.94円)であり、うち 34,577,852円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2019年10月16日 至2019 年11月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(28,556,737円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (516,729,050円)及び分配 準備積立金(74,082,744円) より分配対象額は 619,368,531円(1万口当たり 903.60円)であり、うち 34,272,211円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2020年3月14日 至2020 年4月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(31,463,464円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (481,457,911円)及び分配 準備積立金(44,822,489円) より分配対象額は 557,743,864円(1万口当たり 874.53円)であり、うち 31,888,231円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2020年4月14日 至2020 年5月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(29,374,105円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (480,516,792円)及び分配 準備積立金(44,160,374円) より分配対象額は 554,051,271円(1万口当たり 870.69円)であり、うち 31,816,745円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2019年11月14日 至2019 年12月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(27,396,290円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (498,738,034円)及び分配 準備積立金(65,814,591円) より分配対象額は 591,948,915円(1万口当たり 895.03円)であり、うち 33,068,791円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(自2020年5月14日 至2020 年6月15日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(27,191,302円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (481,515,631円)及び分配 準備積立金(41,643,634円) より分配対象額は 550,350,567円(1万口当たり 863.35円)であり、うち 31,873,032円(1万口当たり 50円)を分配金額としており ます。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		当期
	区分	自 2019年12月14日
		至 2020年6月15日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項
		に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基
		本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び 金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。な お、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通 じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変 動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リ スクの種類毎に行っております。

大和アセットマネジメント株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

についての補足説明

4. 金融商品の時価等に関する事項 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額 の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	区分	当期
		2020年6月15日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と
	計上額との差額	時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこ
		とから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

>3>C = 23 3 E E			
	前期	当期	
	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在	
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に	
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)	
投資信託受益証券	46,718,752	107,780,424	
親投資信託受益証券	0	40	
合計	46,718,752	107,780,384	

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期
自 2019年12月14日
至 2020年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期	当 期
	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1口当たり純資産額	0.4741円	0.3575円
(1万口当たり純資産額)	(4,741円)	(3,575円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄	券面総額	評価額 (円)	備考
投資信託受益証 券	GLOBAL REIT ALPHA FUND JPY HEDGED CLASS	64,765,724.370	2,235,000,382	
投資信託受益証券	告 合計		2,235,000,382	
親投資信託受益 証券	ダイワ・マネーストック・マザーファ ンド	399,083	399,561	
親投資信託受益証券 合計			399,561	
合計			2,235,399,943	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・リート ・ファンド(円ヘッジクラス)」の受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・リート ・ファンド(円 ヘッジクラス)」の状況

以下に記載した同ファンドの情報は、会計監査人により監査を受けた財務諸表を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表 2019年2月28日

資産	2010	(円)
担保付スワップ投資の評価額(簿	価: 18,248,608,982円)	10,485,042,165
デリバティブ金融商品の評価額		52,057,878
未収利息		1,806,042
約定未収金		-
資産合計		10,538,906,085
負債		
デリバティブ金融商品の評価額		52,726,131
未払報酬代行会社報酬		1,806,042
未払償還金		
負債合計		54,532,173
償却可能受益証券の保有者に帰属	する純資産	10,484,373,912
帰属先別純資産:	ノンヘッジクラス受益証券	2,622,846,528
	円ヘッジクラス受益証券	4,536,630,444
	通貨セレクトクラス受益証券	3,248,761,961
	固定分配クラス(ノンヘッジ)受益証券	41,038,550
	固定分配クラス(円ヘッジ)受益証券	35,096,429
発行済受益証券口数:	ノンヘッジクラス受益証券	37,978,559
	円ヘッジクラス受益証券	94,519,945
	通貨セレクトクラス受益証券	99,403,264
	固定分配クラス(ノンヘッジ)受益証券	742,575
	固定分配クラス(円ヘッジ)受益証券	617,846
受益証券一口当り純資産額:	ノンヘッジクラス受益証券	69.061

大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

円ヘッジクラス受益証券	47.997
通貨セレクトクラス受益証券	32.683
固定分配クラス(ノンヘッジ)受益証券	55.265
固定分配クラス(円ヘッジ)受益証券	56.804

包括利益計算書 2019年2月28日に終了した年度

(円)

収益	(13)
損益を通じて公正価値で測定される金融商品による純損益 手数料収入	2,149,239,335
担保付スワップ投資による純損失	(882,830,010)
デリバティブ純利益	2,399,736
	1,268,809,061
収益合計	1,268,809,061
営業費用	65,280,245
営業費用合計	65,280,245
金融費用控除前営業利益	1,203,528,816
償還可能受益証券の保有者への分配金	(2,083,959,090)
分配金支払後の償還可能受益証券の保有者に帰属する純資産の変動	(880,430,274)

デリバティブ金融商品(為替先渡契約)

		7 7 1 1 7 34		~mJ /
決済日	契約数	受取(評価益)	支払(評価損)	(純)評価額
		(円)	(円)	(円)
2019年3月19日	6	43,474,096	(13,367,863)	30,106,233
2019年3月20日	26	8,583,782	(39,358,268)	(30,774,486)
(純)評価額	_	52,057,878	(52,726,131)	(668,253)

「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
	金 額(円)	金 額(円)
資産の部		

		<u> </u>
流動資産		
コール・ローン	103,638,584,839	66,367,966,827
流動資産合計	103,638,584,839	66,367,966,827
資産合計	103,638,584,839	66,367,966,827
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,050,000,000	300,000,000
その他未払費用	442,764	740,859
流動負債合計	1,050,442,764	300,740,859
負債合計	1,050,442,764	300,740,859
純資産の部		
元本等		
元本 1	102,433,897,518	65,985,041,461
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	154,244,557	82,184,507
元本等合計	102,588,142,075	66,067,225,968
純資産合計	102,588,142,075	66,067,225,968
負債純資産合計	103,638,584,839	66,367,966,827

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	自 2019年12月14日	
	至 2020年6月15日	
該当事項はありません。		

(貸借対照表に関する注記)

		区分	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1.	1	期首	2019年6月14日	2019年12月14日
		期首元本額	96,647,172,815円	102,433,897,518円
		期中追加設定元本額	73,787,828,637円	60,794,498,819円
		期中一部解約元本額	68,001,103,934円	97,243,354,876円
		期末元本額の内訳		
:	ファ	ンド名		
		ロボット・テクノロジー関連	947,268円	947,268円
		株ファンド - ロボテック -		

		有価証券報告書(内国投資信託
ダイワ / ミレーアセット・イ	29,910,270円	29,910,270円
ンド株式ファンド - インド		
の匠 -		
ワールド・フィンテック革命	998円	998円
ファンド(為替ヘッジあり)		
ワールド・フィンテック革命	998円	998円
ファンド (為替ヘッジなし)		
新興国ソブリン・豪ドルファ	999円	999円
ンド(毎月決算型)		
新興国ソブリン・ブラジルレ	999円	999円
アルファンド(毎月決算型)		
新興国ソブリン・ファンド	999円	999円
(為替ヘッジあり / 毎月決算		
型)		
US短期ハイ・イールド社債	102,434円	102,434円
ファンド(為替ヘッジあり /		
毎月決算型)		
ロボット・テクノロジー関連	39,849円	39,849円
株ファンド - ロボテック -		
(為替ヘッジあり)		
ロボット・テクノロジー関連	3,985円	3,985円
株ファンド(年1回決算型)		
- ロボテック(年1回) -		
(為替ヘッジあり)		
iFreeレバレッジ S&P500	995,814円	899,777,470円
iFreeレバレッジ NASDAQ100	29,943,109円	4,613,916,056円
米国4資産リスク分散ファン	658,945円	674,927円
ド(年2回決算型)		
ダイワ上場投信 - 日経平均レ	3,526,781,327円	3,776,386,926円
バレッジ・インデックス		
ダイワ上場投信 - 日経平均ダ	6,932,995,956円	7,282,516,624円
ブルインバース・インデック		
ス		
ダイワ上場投信 - TOPIXレバ	1,154,855,756円	1,015,091,374円
レッジ (2倍) 指数		
ダイワ上場投信 - TOPIXダブ	1,086,552,952円	2,115,122,944円
ルインバース (-2倍)指数		
ダイワ上場投信 - 日経平均イ	46,620,451,844円	8,176,170,984円
ンバース・インデックス		
ダイワ上場投信 - TOPIXイン	10,870,537,799円	11,170,317,850円
バース(-1倍)指数		
•		•

		有価証券報告書(内国投資信託
ダイワ上場投信 - JPX日経 400レバレッジ・インデック ス	363,475,490円	323,540,390円
へ ダイワ上場投信 - JPX日経 400インバース・インデック ス	811,328,174円	611,537,975円
ダイワ上場投信 - JPX日経 400ダブルインバース・イン デックス	401,731,588円	896,020,105円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(為替ヘッジあり)2016- 07	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(部分為替ヘッジあり) 2016-07	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(為替ヘッジあり)2017- 06	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(部分為替ヘッジあり) 2017-06	997円	- 円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(為替ヘッジあり)2016- 10	997円	997円
ダイワ米国投資法人債ファン ド(部分為替ヘッジあり) 2016-10	997円	- 円
先進国トータルリターン戦略 ファンド(リスク抑制型 / 適 格機関投資家専用)	6,289,387,976円	6,988,339,549円
ダイワ日本株式ベア・ファン ド(適格機関投資家専用)	9,598,287,703円	17,676,300,505円
低リスク型アロケーション ファンド(金利トレンド判断 付き/適格機関投資家専用)	179,433,743円	179,433,743円
ダイワ日本国債15-20年ラ ダー型ファンド・マネーポー トフォリオ - SLトレード -	186,241,301円	108,293,352円
ダイワ / モルガン・スタン レー新興 4 カ国不動産関連 ファンド - 成長の槌音(つち おと) -	5,020,480円	- 円

		有価証券報告書(内国投資信託
ダイワ/ハリス世界厳選株	339,775,788円	74,393,348円
ファンド・マネー・ポート		
フォリオ		
ダイワ・アセアン内需関連株	8,383,335円	8,376,132円
ファンド・マネー・ポート		
フォリオ		
低リスク型アロケーション	13,958,125,625円	- 円
ファンド(適格機関投資家専		
用)		
通貨選択型ダイワ / ミレーア	595,106円	595,106円
セット・グローバル・グレー		
トコンシューマー株式ファン		
ド 豪ドル・コース(毎月		
分配型)		
通貨選択型ダイワ/ミレーア	987,373円	987,373円
セット・グローバル・グレー	331, 31313	331,31313
トコンシューマー株式ファン		
ドーブラジル・レアル・		
コース(毎月分配型)		
コース(サカカ配主) 通貨選択型ダイワ / ミレーア	494,581円	494,581円
セット・グローバル・グレー	494,301[]	434,30113
トコンシューマー株式ファン		
ド 通貨セレクト・コース		
(毎月分配型)	٥	٠
ダイワUS短期ハイ・イール	9,957円	9,957円
ド社債ファンド(為替ヘッジ)		
あり / 年1回決算型)		
ダイワ米国バンクローン・	997円	997円
オープン(為替ヘッジあり)		
ダイワ米国バンクローン・	997円	997円
オープン(為替ヘッジなし)		
ダイワ新グローバル・ハイブ	997円	997円
リッド証券ファンド(為替		
ヘッジあり)		
ダイワ新グローバル・ハイブ	997円	997円
リッド証券ファンド(為替		
ヘッジなし)		
ダイワ / ミレーアセット亜細	9,958,176円	9,958,176円
亜株式ファンド		
<奇数月定額払出型>ダイワ	49,806円	- 円
先進国リート 為替ヘッジ		
あり		
		· '

		有価証券報告書(内国投資信託受
<奇数月定額払出型>ダイワ	49,806円	- 円
先進国リート 為替ヘッジ		
なし		
通貨選択型ダイワ / ミレーア	1,989,053円	1,989,053円
セット・グローバル好配当株		
(毎月分配型)米ドル・		
コース		
通貨選択型ダイワ / ミレーア	2,978,118円	2,978,118円
セット・グローバル好配当株		
(毎月分配型)ブラジル・		
レアル・コース		
通貨選択型ダイワ / ミレーア	1,691,241円	1,691,241円
セット・グローバル好配当株		
(毎月分配型)通貨セレク		
ト・コース		
ロボット・テクノロジー関連	100,588円	100,588円
株ファンド(年1回決算型)		
- ロボテック(年1回) -		
ダイワ先進国リート 為替	399,083円	399,083円
ヘッジあり(毎月分配型)		
ダイワ先進国リート 為替	99,771円	99,771円
ヘッジなし(毎月分配型)		
通貨選択型ダイワ先進国リー	399,083円	399,083円
ト 円ヘッジコース(毎月		
分配型)		
通貨選択型ダイワ先進国リー	99,771円	99,771円
ト 通貨セレクトコース		
(毎月分配型)		
ダイワ / ミレーアセット・グ	1,091,429円	1,091,429円
ローバル・グレートコン		
シューマー株式ファンド (為		
替ヘッジあり)		
ダイワ / ミレーアセット・グ	315,004円	315,004円
ローバル・グレートコン		
シューマー株式ファンド(為		
替ヘッジなし)		
ダイワ / ミレーアセット・ア	10,009,811円	10,009,811円
ジア・セクターリーダー株		
ファンド		
•	·	•

		有価証券報告書(内国投資信託等
ダイワ日本株ストラテジー	398,764円	398,764円
(通貨選択型) - ジャパ		
ン・トリプルリターンズ -		
日本円・コース(毎月分配		
型)		
ダイワ日本株ストラテジー	99,691円	99,691円
(通貨選択型) - ジャパ		
ン・トリプルリターンズ -		
豪ドル・コース(毎月分配		
型)		
ダイワ日本株ストラテジー	398,764円	398,764円
(通貨選択型) - ジャパ		
ン・トリプルリターンズ -		
ブラジル・レアル・コース		
(毎月分配型)		
ダイワ日本株ストラテジー	398,764円	398,764円
(通貨選択型) - ジャパ		
ン・トリプルリターンズ -		
米ドル・コース(毎月分配		
型)		
ダイワ日本株ストラテジー	1,993,820円	1,993,820円
(通貨選択型) - ジャパ		
ン・トリプルリターンズ -		
通貨セレクト・コース(毎月		
分配型)		
通貨選択型ダイワ米国厳選株	300,273円	300,273円
ファンド - イーグルアイ		
- 予想分配金提示型 日本		
円・コース		
通貨選択型ダイワ米国厳選株	200,861円	200,861円
ファンド - イーグルアイ		
- 予想分配金提示型 豪ド		
ル・コース		
通貨選択型ダイワ米国厳選株	300,273円	300,273円
ファンド - イーグルアイ		
- 予想分配金提示型 ブラジ		
ル・レアル・コース		
通貨選択型ダイワ米国厳選株	1,999,177円	1,999,177円
ファンド - イーグルアイ		
- 予想分配金提示型 米ド		
ル・コース		

			-	有侧弧分积口音(内)图及具后配数
		通貨選択型ダイワ米国厳選株	505,900円	505,900円
		ファンド - イーグルアイ		
		- 予想分配金提示型 通貨セ		
		レクト・コース		
	計		102,433,897,518円	65,985,041,461円
2.		期末日における受益権の総数	102,433,897,518□	65,985,041,461□

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

区分		自 2019年12月14日
	<u>ь</u> л	至 2020年6月15日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項
		に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基
		本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、金銭債権及び金銭債務等
		であり、その詳細を附属明細表に記載しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、信用リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	 複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		 行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リ
		スクの種類毎に行っております。
	今頭会口のは価学に関する東西	今前会口の時毎には、本担価投に甘づく価額のほか、本担価投がた
4.	金融商品の時価等に関する事項	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がなり、
	についての補足説明	い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額
		の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる
		前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

区 分 2020年6月15日現在		2020年6月15日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と
	計上額との差額	時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこ
		とから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1口当たり純資産額	1.0015円	1.0012円
(1万口当たり純資産額)	(10,015円)	(10,012円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

- (1) 株式該当事項はありません。
- (2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。
- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 該当事項はありません。

【ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵 省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総 理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間 (2019年12月14日から 2020年6月15日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)

(1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前 期 2019年12月13日現在	当 期 2020年6月15日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	54,618,261	46,896,953
投資信託受益証券	1,917,403,933	1,254,909,690
親投資信託受益証券	99,920	99,890
流動資産合計	1,972,122,114	1,301,906,533
資産合計	1,972,122,114	1,301,906,533
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	24,990,219	22,731,069
未払解約金	79,481	-
未払受託者報酬	54,067	37,821
未払委託者報酬	2,162,840	1,513,104
その他未払費用	86,808	66,324
流動負債合計	27,373,415	24,348,318
負債合計	27,373,415	24,348,318
純資産の部		
元本等		
元本	1 3,570,031,426	1 3,247,295,611
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	2 1,625,282,727	1,969,737,396
元本等合計	1,944,748,699	1,277,558,215
純資産合計	1,944,748,699	1,277,558,215
負債純資産合計	1,972,122,114	1,301,906,533

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	前 期 自 2019年6月14日 至 2019年12月13日	当 期 自 2019年12月14日 至 2020年6月15日
営業収益		
受取配当金	150,487,070	132,992,030
受取利息	97	124
有価証券売買等損益	108,134,159	496,456,599
営業収益合計	42,353,008	363,464,445
営業費用		
支払利息	11,117	8,344
受託者報酬	342,774	264,781
委託者報酬	13,712,765	10,592,919
その他費用	87,425	66,407
営業費用合計	14,154,081	10,932,451
営業利益又は営業損失()	28,198,927	374,396,896
経常利益又は経常損失()	28,198,927	374,396,896
当期純利益又は当期純損失()	28,198,927	374,396,896
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約 に伴う当期純損失金額の分配額()	35,653	8,198,925
期首剰余金又は期首欠損金()	1,610,742,819	1,625,282,727
剰余金増加額又は欠損金減少額	180,480,248	216,648,372
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少 額	180,480,248	216,648,372
剰余金減少額又は欠損金増加額	69,191,410	53,154,136
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加 額	69,191,410	53,154,136
分配金	1 153,992,020	1 141,750,934
期末剰余金又は期末欠損金()	1,625,282,727	1,969,737,396

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		当期
	区分	自 2019年12月14日
		至 2020年6月15日
1.	有価証券の評価基準及び評価	(1)投資信託受益証券
	方法	
		移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評
		価しております。
		なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が
		時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務
		に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と
		協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価して
		おります。
		(2)親投資信託受益証券
		移動平均法に基づき、時価で評価しております。
		時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて
		評価しております。
	四光フが帯田の制し甘油	
2.	収益及び費用の計上基準	受取配当金
		原則として、投資信託受益証券の配当落ち日において、確定配当金 頼ま計 スカいまま
		額を計上しております。
3	その他財務諸表作成のための	 特定期間末日
.	基本となる重要な事項	IJV CWII라가 디
	正中にあり主义の子穴	 2020年6月13日及びその翌日が休日のため、当特定期間末日を2020年
		6月15日としております。このため、当特定期間は185日となってお
		ります。
		7

(貸借対照表に関する注記)

E //	前 期	当期
区分	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1. 1 期首元本額	3,825,927,480円	3,570,031,426円
期中追加設定元本額	162,399,878円	100,106,625円
期中一部解約元本額	418,295,932円	422,842,440円

2.		特定期間末日における受益 権の総数	3,570,031,426口	3,247,295,611□
3.	2	元本の欠損	本総額を下回っており、その	貸借対照表上の純資産額が元 本総額を下回っており、その 差額は1,969,737,396円であり
			ます。	ます。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

	前期	当期
区分	自 2019年6月14日	自 2019年12月14日
	至 2019年12月13日	至 2020年6月15日
1 分配金の計算過程	(自2019年6月14日 至2019	(自2019年12月14日 至2020
	年7月16日)	年1月14日)
	計算期間末における解約に伴	計算期間末における解約に伴
	う当期純利益金額分配後の配	う当期純利益金額分配後の配
	当等収益から費用を控除した	当等収益から費用を控除した
	額(24,440,051円)、解約に	額(22,726,875円)、解約に
	伴う当期純利益金額分配後の	伴う当期純利益金額分配後の
	有価証券売買等損益から費用	有価証券売買等損益から費用
	を控除し、繰越欠損金を補填	を控除し、繰越欠損金を補填
	した額(0円)、投資信託約	した額(0円)、投資信託約
	款に規定される収益調整金	款に規定される収益調整金
	(577,069,380円)及び分配	(515,284,976円)及び分配
	準備積立金(0円)より分配	準備積立金(0円)より分配
	対象額は601,509,431円(1万	対象額は538,011,851円(1万
	口当たり1,566.51円)であ	口当たり1,522.61円)であ
	り、うち26,878,579円(1万	り、うち24,734,447円(1万
	口当たり70円)を分配金額と	口当たり70円)を分配金額と
	しております。	しております。

(自2019年7月17日 至2019 年8月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(22,886,112円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (558,535,139円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は581,421,251円(1万 口当たり1,557.88円)であ り、うち26,124,935円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2019年8月14日 至2019 年9月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(24,595,620円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (541,434,076円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は566,029,696円(1万 口当たり1,555.47円)であ り、うち25,472,712円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2020年1月15日 至2020 年2月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(22,853,633円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (509,609,970円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は532,463,603円(1万 口当たり1,518.10円)であ り、うち24,552,092円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2020年2月14日 至2020 年3月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(19,323,478円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (488.797.830円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は508,121,308円(1万 口当たり1,505.36円)であ り、うち23,627,859円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2019年9月14日 至2019 年10月15日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(23,693,871円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (537,584,420円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は561,278,291円(1万 口当たり1,550.95円)であ り、うち25,332,605円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2019年10月16日 至2019 年11月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(20,985,582円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (533,012,418円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は553,998,000円(1万 口当たり1,539.31円)であ り、うち25,192,970円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2020年3月14日 至2020 年4月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(22,128,732円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (481,126,804円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は503,255,536円(1万 口当たり1,501.41円)であ り、うち23,463,195円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2020年4月14日 至2020 年5月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(19,523,886円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (463,005,952円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は482,529,838円(1万 口当たり1,491.77円)であ り、うち22,642,272円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2019年11月14日 至2019 年12月13日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(21,047,440円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (524,555,524円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は545,602,964円(1万 口当たり1,528.29円)であ リ、うち24,990,219円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(自2020年5月14日 至2020 年6月15日)

計算期間末における解約に伴 う当期純利益金額分配後の配 当等収益から費用を控除した 額(16,993,375円)、解約に 伴う当期純利益金額分配後の 有価証券売買等損益から費用 を控除し、繰越欠損金を補填 した額(0円)、投資信託約 款に規定される収益調整金 (461,710,782円)及び分配 準備積立金(0円)より分配 対象額は478,704,157円(1万 口当たり1,474.16円)であ り、うち22,731,069円(1万 口当たり70円)を分配金額と しております。

(金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

		当期
	区分	自 2019年12月14日
		至 2020年6月15日
1.	金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項
		に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基
		本方針」に従っております。
2.	金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び
		金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。な
		お、当ファンドは、投資信託受益証券及び親投資信託受益証券を通
		じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。
		これらの金融商品に係るリスクは、市場リスク(価格変動、為替変
		動等)、信用リスク、流動性リスクであります。
3.	金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を
		行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リ
		スクの種類毎に行っております。

大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

についての補足説明

4. 金融商品の時価等に関する事項 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がな い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額 の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

金融商品の時価等に関する事項

	 区 分	当期
	<u>ь</u> л	2020年6月15日現在
1.	金融商品の時価及び貸借対照表	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と
	計上額との差額	時価との差額はありません。
2.	金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券
		重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。
		(2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等
		これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいこ
		とから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	前期	当期
	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
種類	最終の計算期間の損益に	最終の計算期間の損益に
	含まれた評価差額(円)	含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	24,820,019	68,871,187
親投資信託受益証券	0	10
合計	24,820,019	68,871,177

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前期	当期
2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

当期
自 2019年12月14日
至 2020年6月15日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	前 期	当 期
	2019年12月13日現在	2020年6月15日現在
1口当たり純資産額	0.5447円	0.3934円
(1万口当たり純資産額)	(5,447円)	(3,934円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘 柄		評価額	備考
作里 大 貝	空 位 1173	分山総領	(円)	伸写
投資信託受益証	GLOBAL REIT ALPHA FUND NON HEDGED	26 006 206 060	1 254 000 600	
券	CLASS	26,906,296.960	1,254,909,690	
投資信託受益証券合計			1,254,909,690	
親投資信託受益	ダイワ・マネーストック・マザーファ	00. 774	00,000	
証券	ンド	99,771	99,890	
親投資信託受益証券合計			99,890	
合計			1,255,009,580	

投資信託受益証券及び親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- 第2 信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。
- 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

当ファンドは、ケイマン籍の外国投資信託「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)」の受益証券(円建)を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

また、当ファンドは、「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況及び当ファンドの特定期間末日(以下、「期末日」)における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) - グローバル・リート ・ファンド(ノンヘッジクラス)」の状況

前記「ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

「ダイワ・マネーストック・マザーファンド」の状況

前記「ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)」に記載のとおりであります。

2 【ファンドの現況】

ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり (毎月分配型)

【純資産額計算書】

2020年6月30日

資産総額 2,263,448,745円 負債総額 1,629,184円 純資産総額(-) 2,261,819,561円 発行済数量 6,357,568,339口 1単位当たり純資産額(/) 0.3558円

(参考) ダイワ・マネーストック・マザーファンド

純資産額計算書

2020年6月30日

資産総額 68,852,359,856円 負債総額 80,740,859円 純資産総額(-) 68,771,618,997円 発行済数量 68,687,879,247口 1単位当たり純資産額(/) 1.0012円

ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)

純資産額計算書

2020年6月30日

資産総額 1,271,814,061円 負債総額 714,411円 純資産総額(-) 1,271,099,650円 発行済数量 3,237,167,009口 1単位当たり純資産額(/) 0.3927円

(参考) ダイワ・マネーストック・マザーファンド

前記「ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)」の記載と同じ。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典ありません。
- (3) 譲渡制限の内容 譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(8) 償還金

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前

において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された

受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほ か、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2020年6月末日現在

資本金の額 151億7,427万2,500円

発行可能株式総数 799万9,980株 発行済株式総数 260万8,525株

過去5年間における資本金の額の増減:該当事項はありません。

b. 委託会社の機構

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、役付執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ.商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

口. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

八.運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

二. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された 基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから 提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、 承認します。

- ホ. 運用審査会議、リスクマネジメント会議および執行役員会議
 - ・運用審査会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用実績の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての 報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

・執行役員会議

経営会議の分科会として、法令等の遵守状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託 の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を 行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2020年6月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託(親投資信託を除きます。)は次のとおりです。

基本的性格	本数 (本)	純資産額の合計額(百万円)	
単位型株式投資信託	51	85,644	
追加型株式投資信託	697	16,490,066	
株式投資信託 合計	748	16,575,710	
単位型公社債投資信託	28	93,923	
追加型公社債投資信託	14	1,453,222	
公社債投資信託 合計	42	1,547,145	
総合計	790	18,122,855	

【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第 59号。以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等 に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。
- 2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2019年4月1日から 2020年3月31日まで)の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けておりま す。
- 3.財務諸表の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

(1) 【貸借対照表】

		(単位:日万円 <i>)</i>
	前事業年度 (2019年 3 月31日)	当事業年度 (2020年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	28,489	2,741
有価証券	554	22,167
前払費用	214	205
未収委託者報酬	11,468	10,847
未収収益	98	63
その他	56	62
流動資産計	40,882	36,088
固定資産		
有形固定資産	1 206	1 217
建物	10	7
器具備品	195	209
無形固定資産	2,821	2,362
ソフトウェア	2,804	2,028
ソフトウェア仮勘定	17	333
投資その他の資産	12,799	15,844
投資有価証券	8,493	9,153
関係会社株式	1,836	3,972
出資金	183	183
長期差入保証金	1,070	1,069
繰延税金資産	1,183	1,431
その他	31	33
固定資産計	15,827	18,424

54,512

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2019年 3 月31日)	
 負債の部		
流動負債		
預り金	75	69
未払金	8,548	7,573
未払収益分配金	15	14
未払償還金	40	39
未払手数料	4,610	3,988
その他未払金	2 3,882	2 3,530
未払費用	3,735	3,830
未払法人税等	726	656
未払消費税等	255	590
賞与引当金	725	688
その他	2	Ę
流動負債計	14,070	13,414
固定負債		
退職給付引当金	2,389	2,574
役員退職慰労引当金	103	88
その他	2	5
固定負債計	2,496	2,667
負債合計	16,567	16,082
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	13,052	11,749
利益剰余金合計	13,426	12,123
株主資本合計	40,096	38,793

		月川ய刀形口目(竹巴)	<u> </u>
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	46	;	363
評価・換算差額等合計	46	;	363
純資産合計	40,142	38,4	430
負債・純資産合計	56,709	54,5	 512

(2) 【損益計算書】

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	76,052	69,550
その他営業収益	673	583
営業収益計	76,725	70,134
営業費用		
支払手数料	35,789	31,120
広告宣伝費	694	745
調査費	9,066	8,858
調査費	1,057	1,188
委託調査費	8,009	7,670
委託計算費	1,351	1,410
営業雑経費	1,557	1,770
通信費	228	240
印刷費	513	524
協会費	55	56
諸会費	13	13
その他営業雑経費	746	936
営業費用計	48,459	43,906
一般管理費		
給料	5,755	5,793
役員報酬	373	374
給料・手当	4,145	4,335
賞与	510	395
賞与引当金繰入額	725	688
福利厚生費	796	838
交際費	64	62
旅費交通費	178	154
租税公課	472	451
不動産賃借料	1,291	1,299

		1314423 1444 (13432321410
退職給付費用	374	368
役員退職慰労引当金繰入額	34	37
固定資産減価償却費	907	925
諸経費	1,819	1,770
一般管理費計	11,693	11,702
営業利益	16,572	14,525

(単位:百万円)

		()
	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31 日)	当事業年度 (自 2019年 4 月 1 日 至 2020年 3 月31日)
受取配当金	38	912
投資有価証券売却益	215	214
有価証券償還益	133	24
その他	134	78
営業外収益計	521	1,230
営業外費用		
有価証券償還損	32	71
投資有価証券売却損	40	1
その他	60	54
営業外費用計	132	127
経常利益	16,961	15,629
特別損失		
システム刷新関連費用	-	537
投資有価証券評価損	-	48
関係会社整理損失	29	-
特別損失計	29	585
税引前当期純利益	16,931	15,043
法人税、住民税及び事業税	5,076	4,555
法人税等調整額	15	78
法人税等合計	5,060	4,477
当期純利益	11,870	10,566

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2018年4月1日至 2019年3月31日)

		株主資本				
		資本剰余金		利益剰余金		
				その他利益		
	資本金	資本準備金	 利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計
		貝平牛佣立	州 <u>二</u> 牛佣立	繰越利益	合計	
				剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,850	14,225	40,895
当期変動額						
剰余金の配当	•	•	-	12,669	12,669	12,669
当期純利益	•	ı	-	11,870	11,870	11,870
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計		ı	-	798	798	798
当期末残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096

	評価・換	算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	216	216	41,112	
当期変動額				
剰余金の配当	-	-	12,669	
当期純利益	-	-	11,870	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	170	170	170	
当期変動額合計	170	170	969	
当期末残高	46	46	40,142	

当事業年度(自 2019年4月1日至 2020年3月31日)

		株主資本												
		資本剰余金		利益剰余金										
資本金				その他利益										
	資本金	 資本準備金 利	 利益準備金	剰余金	利益剰余金	株主資本合計								
			貝牛牛楠亚	貝个千桶亚	其个十個业	X.4.4.14377	其 个十 佣 亚	X.4.4 III W		——————————————————————————————————————	关小士 IHB 302		繰越利益	合計
				剰余金										
当期首残高	15,174	11,495	374	13,052	13,426	40,096								
当期変動額														

					121141411173	HOLESTER / HOTE
剰余金の配当	-	-	-	11,868	11,868	11,868
当期純利益	-	-	-	10,566	10,566	10,566
株主資本以外の						
項目の当期変動	-	-	-	-	-	-
額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	1,302	1,302	1,302
当期末残高	15,174	11,495	374	11,749	12,123	38,793

	評価・換	評価・換算差額等		
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計	
当期首残高	46	46	40,142	
当期変動額				
剰余金の配当	ı	-	11,868	
当期純利益	ı	-	10,566	
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	410	410	410	
当期変動額合計	410	410	410	
当期末残高	363	363	38,430	

注記事項

(重要な会計方針)

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物

8~18年

器具備品 4~17年

(2)無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間 (5年間)に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員・参与についても、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給 額を計上しております。

4.消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

5.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

6. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(令和2年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

(未適用の会計基準等)

- 1. 収益認識に関する会計基準等
 - ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日)
 - ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月 30日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

EDINET提出書類 大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

2.時価の算定に関する会計基準等

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年 7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」の「その他」に表示していた172百万円は、「受取配当金」38百万円、「その他」134百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
	31百万円	34百万円
器具備品	264百万円	276百万円

2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度	当事業年度
	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)
未払金	3,788百万円	

3 保証債務

前事業年度(2019年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management (Singapore)Ltd.の債務1,719百万円に対して保証を行っております。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務1,603百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	1	-	2,608
合 計	2,608	1	1	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年 6 月25日 定時株主総会	普通株式	12,669	4,857	2018年 3月31日	2018年 6 月26日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年 6 月21日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額
 11,868百万円
 配当の原資
 利益剰余金
 1株当たり配当額
 4,550円
 基準日
 2019年3月31日
 効力発生日
 2019年6月24日

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	-	-	2,608
合 計	2,608	-	-	2,608

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額(百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 6 月21日 定時株主総会	普通株式	11,868	4,550	2019年 3 月31日	2019年 6 月24日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの 2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり 提案しております。

剰余金の配当の総額 10,564百万円
 配当の原資 利益剰余金
 1株当たり配当額 4,050円
 基準日 2020年3月31日
 効力発生日 2020年6月24日

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金 運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リス クに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有して おり、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会 社株式は発行体の信用リスクに晒されております。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主に連 結納税の親会社へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務 を委託したこと等により発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の 支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

市場リスクの管理

() 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行って おります。

) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行って おり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を 行っております。

信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメ ント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握す ることが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)参照のこと)。

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		28,489	28,489	-
(2)未収委託者報酬		11,468	11,468	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券		8,380	8,380	-
資産計		48,338	48,338	-
(1)未払手数料		(4,610)	(4,610)	-
(2)その他未払金		(3,882)	(3,882)	-
(3)未払費用(*2)		(2,805)	(2,805)	-
負債計		(11,298)	(11,298)	-

^(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

当事業年度(2020年3月31日)

^(*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

	貸借対照表	計上額(*1)	時価(*1)	差額
(1)現金・預金		2,741	2,741	-
(2)未収委託者報酬		10,847	10,847	-
(3)有価証券及び投資有価証券				
有価証券		21,900	21,900	-
その他有価証券		8,754	8,754	-
資産計		44,243	44,243	-
(1)未払手数料		(3,988)	(3,988)	-
(2)その他未払金		(3,530)	(3,530)	-
(3)未払費用(*2)		(2,889)	(2,889)	-
負債計		(10,408)	(10,408)	-

- (*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。
- (*2) 未払費用のうち金融商品で時価開示の対象となるものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

資 産

(1)現金・預金、並びに(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。また、証券投資信託については、基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項(有価証券関係)をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料、(2)その他未払金、並びに(3)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:百万円)

区八	前事業年度	当事業年度	
区分	(2019年3月31日)	(2020年3月31日)	
(1)その他有価証券			
非上場株式	666	666	
(2)子会社株式及び関連会社株式			
非上場株式	1,836	3,972	
(3)長期差入保証金	1,070	1,069	

これらは、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年3月31日)

(単位:百万円)

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	28,489	1	1	-
未収委託者報酬	11,468	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの	554	4,284	2,227	1,227
合計	40,512	4,284	2,227	1,227

当事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10年以内	10年超
現金・預金	2,741	-	-	-
未収委託者報酬	10,847	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
有価証券	21,900	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの	267	3,463	1,184	-
合計	35,756	3,463	1,184	-

(有価証券関係)

1.子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,836百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて 困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額 1,944百万円)及び関連会社株式(貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度(2019年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	87	55	32
(2)その他	4,991	4,712	278
小計	5,079	4,767	311
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			

その他	3,301	3,560	258
小計	3,301	3,560	258
合計	8,380	8,328	52

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

	貸借対照表計上額	取得原価	差額
	(百万円)	(百万円)	(百万円)
貸借対照表計上額が取得原 価を超えるもの			
(1)株式	60	55	5
(2)その他	3,004	2,772	232
小計	3,064	2,827	237
貸借対照表計上額が取得原 価を超えないもの			
その他	27,589	28,354	764
小計	27,589	28,354	764
合計	30,654	31,181	526

(注)非上場株式(貸借対照表計上額 666百万円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.売却したその他有価証券

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
- · · · ·	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1)株式	389	86	-
(2)その他			
証券投資信託	3,517	128	40
合計	3,907	215	40

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1)株式	-	-	-
(2)その他			
証券投資信託	1,492	214	1
合計	1,492	214	1

4.減損処理を行った有価証券

前事業年度において、該当事項はありません。

当事業年度において、証券投資信託について48百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度(退職一時金制度であります)及び確定拠出制度を採用しております。

2.確定給付制度

(1)退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

		前事業年度	当事業年度
	(自	2018年4月1日	(自 2019年4月1日
	至	2019年3月31日)	至 2020年3月31日)
退職給付債務の期		2,350百万	2,389百
首残高		円	万円
勤務費用		158	159
退職給付の支払 額		171	183
その他		52	207
退職給付債務の期 末残高		2,389	2,574

(2)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

		 前事業年度		当事業年度
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		2,389百万円		2,574百万円
貸借対照表に計上された負債と		2 200		0.574
資産の純額		2,389		2,574
			,	
退職給付引当金		2,389		2,574
貸借対照表に計上された負債と		2,389		2,574
資産の純額		2,309		2,314

(3)退職給付費用及びその内訳項目の金額

		前事業年度	当事業年度		
	(自	2018年4月1日	(自	2019年4月1日	
	至	2019年3月31日)	至	2020年3月31日)	
勤務費用		158百万円		159百万円	
その他		41		27	
確定給付制度に係る退職給付費用		199		187	

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度174百万円、当事業年度181百万円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位:百万円) 前事業年度 当事業年度 (2019年3月31日) (2020年3月31日) 繰延税金資産 退職給付引当金 788 731 170 198 システム関連費用 182 177 賞与引当金 141 129 未払事業税 出資金評価損 94 94 投資有価証券評価損 32 47 399 その他 240 繰延税金資産小計 1,592 1,835 評価性引当額 164 173 1,428 1,661 繰延税金資産合計 繰延税金負債 連結法人間取引(譲渡 159 159 益) 85 71 その他有価証券評価差 額金 244 230 繰延税金負債合計 繰延税金資産の純額 1,183 1,431

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度(2019年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度(2020年3月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1.サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2.地域ごとの情報

(1)営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、 記載を省略しております。

3.主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) 該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報] 該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報] 該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1.関連当事者との取引

(ア)財務諸表提出会社の子会社

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注1)	1,719	-	-
子会社	Daiwa Portfolio Advisory (India) Private Ltd.	India	1,207	金融商品取引業	(所有) 直接91.0	経営管理	有償減資 (注2)	3,293		-

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (注2) 当該子会社における株主総会決議及びインド会社法法廷の承認に基づき払戻しを受けております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	(所有) 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	1,603	1	•

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及び MASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額 に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。
- (イ)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1333.214	前事業 平及(ロ 2010年 47) 「ロ エ 2010年 37] O「ロ)										
種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)	
同一の親 会社をも つ会社	大和証券㈱	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	19,975	未払手数料	3,400	
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	1	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入 (注 3)	1,052	未払費用	173	
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	1	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,063	長期差入保 証金	1,055	

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。

当事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金ま たは出資 金 (百万円)	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円) (注1)	科目	期末残高 (百万円) (注1)
同一の親 会社をも つ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受 益証券の募集販 売	証券投資信託 の代行手数料 (注2)	16,953	未払手数料	2,984
同一の親 会社をも つ会社	(株)大和総研 ビジネス・ イノベー ション	東京都江東区	3,000	情報 サービ ス業	-	ソフトウェアの 開発	ソフトウェア の購入(注 3)	1,031	未払費用	224
同一の親 会社をも つ会社	大和プロパ ティ(株)	東京都中央区	100	不動産 管理業	-	本社ビルの管理	不動産の賃借 料(注4)	1,061	長期差入保 証金	1,054

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2)証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。
- (注3)ソフトウェアの購入については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定して おります。
- (注4)差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し、交渉の上、決定しております。
- 2.親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社(東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
1 株当たり純資産額	15,389.06円	1 株当たり純資産額	14,732.52円
1 株当たり当期純利益	4,550.81円	1 株当たり当期純利益	4,050.66円

- (注1)潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- (注2)1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

EDINET提出書類

大和アセットマネジメント株式会社(E06748)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益(百万円)	11,870	10,566
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行 為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと (投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれが ないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で 定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下 において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。

上記 に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2020年2月17日付で、Daiwa Capital Management Silicon Valley Inc.への出資を行い、当該会社を 子会社といたしました。

2020年4月1日付で、定款について次の変更をいたしました。

- ・ 商号の変更 (大和アセットマネジメント株式会社に変更)
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称 株式会社りそな銀行

資本金の額 279,928百万円(2020年3月末日現在)

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業 務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称 大和証券株式会社

資本金の額 100,000百万円(2020年3月末日現在)

事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2 【関係業務の概要】

受託会社は、信託契約の受託者であり、委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分、信託財産の計算等を行ないます。なお、外国における資産の保管は、その業務を行なうに充分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。

販売会社は、受益権の募集の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金・償還金・一部解約金の支払いに関する事務等を行ないます。

3 【資本関係】

該当事項はありません。

< 再信託受託会社の概要 >

名称:株式会社日本カストディ銀行

資本金の額:51,000百万円(2020年7月27日現在)

事業の内容:銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基

づき信託業務を営んでいます。

EDINET提出書類

大和アセットマネジメント株式会社(E06748) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

再信託の目的:原信託契約にかかる信託事務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託 受託会社へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目

的とします。

第3 【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されております。

(提出年月日) (書類名) 2020年1月8日 臨時報告書

2020年3月6日 有価証券届出書、有価証券報告書

2020年3月30日 臨時報告書

独立監査人の監査報告書

2020年 5 月22日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社(旧社名大和証券投資信託委託株式会社)の2019年4月1日から2020年3月31日までの第61期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社(旧社名 大和証券投資信託委託株式会社)の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の 見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した 監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要 な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認めら れる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実 性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明す ることが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいてい るが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並 びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で 識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているそ の他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治

印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファン ドの経理状況」に掲げられているダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)の2019年12 月14日から2020年6月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算 書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に 準拠して、ダイワ先進国リート 為替ヘッジあり(毎月分配型)の2020年6月15日現在の信託財産 の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示して いるものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されてい る。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式 会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表 を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表 を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれ る。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切 であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継 続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年7月22日

大和アセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

公認会計士

深井 康治 印

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 小林 英之 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)の2019年12月14日から2020年6月15日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ先進国リート 為替ヘッジなし(毎月分配型)の2020年6月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。 監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による 重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財 務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があ り、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合 に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する 内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見 積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項に ついて報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- (注)2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。